

岩手県告示第258号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定を受けた施術者の氏名の変更について次のとおり届出があった。

平成25年4月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

施術者の氏名		住 所	変更年月日
変更前	変更後		
長谷川 睦子	井手 睦子	花巻市二枚橋町南一丁目72番地2	平成25年2月26日